

令和3年度施政執行方針及び提出案件要旨

遠軽町長 佐々木 修 一

令和3年第2回遠軽町議会（定例会）の開会に当たり、議員の皆様には、大変お忙しい中御参集をいただき、厚くお礼を申し上げます。

はじめに、令和2年第8回遠軽町議会（定例会）以降における行政について、御報告いたします。

まず、新型コロナウイルス感染症に関する影響についてであります。全国的に第3波と言われる感染者数は減少傾向となっておりますが、現在も札幌市をはじめ道内各地では新型コロナウイルス感染症に関するクラスターが発生するなど、本町においても予断の許さない状況が続いております。

道では、昨年10月28日からの集中対策期間を再三にわたり延長し、更には国内で緊急事態宣言が発令されている期間にあっては、道民及び道内に滞在している方に強い協力要請を行い、更なる感染拡大の防止に取り組んでいるところであります。

町といたしましては、感染拡大の影響により地域経済をはじめ、町民の皆様の生活にも大きな影響を受けておりますことから、引き続き、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などを活用し、地域経済の回復や感染対策事業に取り組んでまいります。

なお、国内ではワクチン接種が医療従事者等から始まっており、本町におきましても国や道、医療関係機関と連携を図り、安心して速やかに接種できるよう体制の確保に取り組んでまいります。

町民の皆様におかれましては、マスクの着用、手洗いの励行、3つの密を避けるなど道が示している「新北海道スタイル」を

実践していただきますよう、引き続き御協力をお願い申し上げますとともに、現在も終息に向け献身的に対応されております医療従事者、福祉・介護従事者などの皆様、御支援と御協力をいただきました多くの皆様に改めて感謝を申し上げます。

また、5月2日に延期することといたしました令和3年遠軽町成人式につきましては、今月中に対象者の方々に改めて御案内いたしますが、今後の感染拡大の影響によっては再度の延期もありますので、あらかじめ御理解いただきますようお願い申し上げます。

次に、1964東京オリンピックゆかりの展示林を契機としました2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるアイルランドのホストタウン登録に向けた取組みにつきましては、これまでポール・カヴァナ駐日アイルランド大使の来町やラグビーワールドカップ2019日本大会の日本対アイルランド戦に招かれたほか、昨年10月には道の駅遠軽森のオホーツクにおいてアイルランドフェアなどを実施してきたところであります。

その結果、これまでの取組みや事業計画が評価され、昨年12月25日に、本町はアイルランドのホストタウンとして登録されました。

今後の取組みとしましては、コロナウイルス感染症の影響を考慮しながら、オリンピック大会の競技終了後の帰国前に、アイルランドのオリンピック選手を招いたスポーツ交流のほか、北海道家庭学校の展示林での植樹活動などを実施し、来年度以降においても、定期的に相互の国においての植樹やスポーツ交流等

を実施し、展示林をオリンピックの遺産「みどりと国際交流のレガシー」として次世代に継承する活動を継続していきたいと考えております。

また、同じくスポーツ関連では、昨年12月6日に北海道日本ハムファイターズが実施している「北海道179市町村応援大使」の2021年シーズンに本町が選出され、杉谷拳士選手と谷内亮太選手の2人が応援大使に就任することが決定しました。

今年1月から12月までの1年間、両選手には遠軽町を一緒に盛り上げていただきますとともに、町では応援ツアーやトークショーなどのイベントを予定しておりますので、町民の皆様におかれましては、球団のみならず両選手への応援をお願いしたいと思います。

次に、白滝ジオパークの日本ジオパーク再認定審査の結果についてであります。2月5日に国内のジオパークの認定機関である日本ジオパーク委員会において審議が行われ、白滝ジオパークは、「条件付き再認定」となりました。

審査では、4年前に指摘されました内容について事務局が取り組み、複数の協力団体が活動に積極的に関わっていることが評価されましたが、専門員の不在によるジオパークの活動の停滞が表面化しており、持続性に関わる課題が指摘されました。

その改善策として、日本ジオパークネットワークなどを活用し、目指す活動ができるよう人員や予算を措置して、体制や運営を立て直すことが必要との提案があったところであります。

今回の結果を受けまして、「この地域に必要な黒曜石を生か

したまちづくりとは何か」という原点に立ち返り、多くの関係者の皆様とも御相談しながら今後の対応を検討してまいります。

次に、要望関係についてであります。高規格幹線道路旭川・紋別自動車道の計画区間「遠軽～上湧別」について、2月16日に開催されました北海道開発局の北海道地方小委員会において、3回目の計画段階評価が行われ、整備ルート及びインターチェンジの配置などの対応方針案が了承されました。

今後は、新規事業採択時評価の手続きに移行されることとなり、引き続き関係団体と連携を図りながら早期の新規事業化に向け、要望を行ってまいります。

次に、令和3年度予算をはじめ、関連する議案を御審議いただくに当たり、町政執行に対する基本的な姿勢と考え方について申し上げます。

私も町政を担わせていただき、3期目の最後の年を迎えました。

4町村の合併から15年が過ぎ、解決しなければならない課題は未だ山積しておりますが、町民憲章にある「永遠に輝く遠軽町」の建設のため、町民の皆様とともに考え、ともに行動し、柔軟な発想と創意工夫のもと、責任と決断を持ってまちづくりに取り組んでまいりました。

この間、町民並びに議員の皆様には、様々な形で御理解と御協力を賜り、心から感謝を申し上げます。

現在我が国は、人口の減少と少子高齢化が進行し、力強い持続的な経済成長をなかなか実現できない状況の中で、国におきましては過去、幾多の政策が実施されておりますが、残念ながら

ら地方は、現在もなお厳しい状況が続いております。

また、昨年からの新型コロナウイルスの感染拡大は、長期にわたり飲食業や宿泊業をはじめとする地域経済にも多大な影響を及ぼしており、未だに地域経済の回復が見通せない状況にあります。

さらには、合併市町村の優遇策である地方交付税の合併算定替が終了し、地方交付税が減少していく中、遠軽町が歴史を刻み続け、未来を切り開いていくためには、しっかりとした財政基盤の構築が何をおいても重要であります。

このような状況の中、遠軽町のまちづくりは、これまでの常識にとらわれない新しい発想で、世の中の変化や町民の皆様のニーズに的確に対応していくと同時に将来にわたる安定した行財政基盤を確立するためにも、特にスクラップアンドビルドの視点に立ち、より一層の事務の効率化や施設の統廃合など、早急に取り組んでいかなければなりません。

このことから、令和3年度におきましても常に危機感を持ち、財政秩序を保ちながら、山積する課題への解決はもとより、地場産業の振興、医療、福祉、教育などの充実や移住・定住を促進し、人口減少を最小限に抑制するとともに、大型案件の事業にも引き続き取り組み、第2次遠軽町総合計画の将来像である「^{もり}森林と^{みず}清流 つくる・つながる にぎわいのまち」を目指してまいりますので、町民並びに議員の皆様には、引き続き、御支援と御協力をお願い申し上げます。

このため、令和3年度予算は、新型コロナウイルス感染症にしっかりと対応しながら、引き続き道の駅「遠軽森のオホーツ

ク」のオホーツクの玄関口としての施設整備を強化するとともに、経営状況に留意しつつ地域のにぎわいの創出につなげていきたいと考えております。

また、まちの活性化と市民のよりどころとなる遠軽町芸術文化交流プラザについては、残念ながらオープンは1年延期となりましたが、令和4年度のオープンに向け、具体的な事業の実施や管理運営について必要な予算を計上しております。

さらに、第1次産業をはじめとした担い手や雇用を確保し、地域資源を生かした産業の充実、遠紋地域の中心地としての役割を果たすため、医療の確保と教育の充実など、将来にわたり住み続けたいと思うまちづくりを基本として、予算編成を行ったところであります。

次に、令和3年度に実施します主な施策について、総合計画の六つの基本方針に基づいて申し上げます。

一つめの「人と自然に思いやりのあるまちづくり」については、便利な社会生活は環境に負荷を与えることを忘れず、自然を大切にしたいまちづくりに取り組んでまいります。

森林については、水源のかん養、国土の保全、地球温暖化防止、更に木材の生産などの多面的機能を有しており、大切な自然環境を守るため、計画的かつ長期的な森林整備を行ってまいります。

河川については、景観や生態系の保全、都市における潤いと安らぎを与える親水空間として有効に活用されていますが、一方では氾濫などの災害要因ともなることから、町河川の氾濫を防止し、災害に対する安全性の向上を図るため、トーウンナイ

川河川維持工事を実施してまいります。

なお、道河川の整備については、サナブチ川において道道遠軽雄武線更生橋から上流、黄金橋の間において河道整備が予定されています。

町道については、生活道路の安全性や居住環境の整備に配慮するとともに、緊急度を考慮し、岩見通、南町4丁目1号通、宮前2条通、駅前線、北支湧別川沿線の改良舗装工事を実施してまいります。

また、冬期間の適正な管理及び作業の効率化を図るため、除雪専用トラックを購入し、除排雪の充実に取り組んでまいります。

また、交流人口の増加など地域経済の活性化に大きく期待される高規格幹線道路旭川・紋別自動車道及び地域高規格道路遠軽北見道路の整備については、引き続き、関係機関に要請を行ってまいります。

道道の整備については、遠軽安国線において町道豊里若松間道路から町道東2線道路までの区間、約170mの歩道及び防雪柵の整備が予定されています。

公共交通については、少子高齢化が進む中、町民の暮らしに必要な移動手段を確保する交通ネットワークの構築が重要となっていることから、持続可能な地域公共交通のあり方について専門家のアドバイスを交え調査・検討してまいります。

生田原地域においては、デマンド型乗合タクシーを引き続き運行し利便性の向上に努めるとともに、民間バスについても、事業者に対する運行補助を行い、生活に欠かせない公共交通の

確保に努めてまいります。

また、JR瀬戸瀬駅については、利用の少ない駅として廃止対象となっておりましたが、今後も通学利用の見込みがあるため、町で維持管理していくとともに道、管内期成会石北本線部会をはじめ、関係団体とも連携を図りながら石北本線の維持・存続のため、粘り強くJR問題に対応してまいります。

二つめの「安全・安心で住みごこちの良い暮らしの場づくり」については、住まいや暮らしを取り巻く生活環境の充実により、こちち良い暮らしの場としての役割を更に向上させてまいります。

また、快適性や利便性を向上させる一方で、各種災害、犯罪などの様々な危険に対する備えを確立し、安全・安心な暮らしの場づくりを進めてまいります。

住宅環境の向上については、「住生活基本計画」「町営住宅長寿命化計画」に基づき、北区団地公営住宅建設工事の着手及び末広団地公営住宅長寿命化改修工事の継続など、これからも地域に合った適切な管理を行ってまいります。

上下水道の充実については、導水管・配水管の整備を行い、安全で安心な水道水の供給に努めてまいります。

また、生活環境の改善や雨水、浸水対策を図るため、下水道管渠整備及び遠軽下水処理センター設備更新事業を進めてまいります。

防災体制の充実については、今まで想定していない局所的な自然災害が、近年、全国各地で起きているとともに、新型コロナウイルスの感染防止など、新たな対応も求められております。

このため、関係機関と連携した遠軽町総合防災訓練、遠軽町災害対策本部図上訓練を行い、防災対策に関する機能強化及び自助、共助など町民意識の高揚や防災体制の整備、強化を図るとともに災害対応に必要な物品等を購入し、町民の安全確保に努めてまいります。

また、北海道から湧別川の新たな洪水浸水想定区域の公表及び新たな土砂災害警戒区域等の指定が予定されていることから、防災ガイドマップを更新し、町民等に配布するほか、台風や豪雨時の際にも安定した浄水処理を継続するため、清川浄水場地先に整備している防災用資機材等備蓄施設が令和4年3月に完成し、運用を開始いたします。

ごみ処理の充実については、持続可能な循環型社会を実現するため、ごみの減量化、再利用・再資源化を進め、旭野一般廃棄物最終処分場の延命化を図るとともに、遠軽地区広域組合が主体となり、新たなリサイクル施設及び一般廃棄物最終処分場の整備を進めてまいります。

三つめの「活気と創造性にあふれ、未来につながる産業づくり」については、慢性的な人手不足などにより、町内の産業を取り巻く環境は、厳しい状況にありますが、産業に関わる多様な主体と連携・協力しながら、活気と創造性にあふれた未来につながる産業づくりを進めてまいります。

本町の基幹産業である農業については、高齢化の進む中、担い手確保に取り組むとともに、農業者個々の経営安定を図ってまいります。

担い手確保については、遠軽町農業担い手対策協議会での新

規就農対策はもとより、コロナ禍にあって、農業という働き方が注目されつつあるため、既存の新規就農者誘致促進条例を見直し、Uターン・Iターンの促進を図るための新たな奨励金を創設するなど、後継者対策も重点的に取り組むとともに、農業融資利子補給事業や農業資金貸付事業により、中核農業者の経営の安定化に資するための助成を行い、農業者の経営改善に努めてまいります。

また、奨励作物であるアスパラ、じゃがいもの販売促進や青しその品質向上を図るための支援も行ってまいります。

畜産関係では、自給飼料基盤を確立するため、草地の整備や更新を進めるとともに、家畜防疫対策事業、酪農ヘルパー利用推進事業により、経営安定、ゆとりある農業経営を確立するとともに、担い手対策を進めてまいります。

農業農村整備対策については、農地中間管理事業や多面的機能交付金を活用し、農家の経営安定を図るとともに、農村地区における永続的な農業経営に繋げていくため、豊里地区及び若咲内地区の営農飲雑用水整備事業に取り組んでまいります。

鳥獣被害対策については、遠軽町鳥獣被害防止計画に基づき、猟友会の協力のもと、エゾシカ、ヒグマなどの駆除・捕獲を実施するとともに、電気柵の設置により、農林産物の被害防止に努めてまいります。

林業の振興については、民有林振興対策事業などに対し助成するとともに、森林環境譲与税を活用した森林整備の推進をはじめ、人材育成・担い手確保対策、木材利用の促進、普及啓発活動などの取組みを効果的に進め、関係団体と連携しながら、

民有林及び町有林の適正な管理と整備を進めてまいります。

また、北海道家庭学校にある1964東京オリンピックゆかりの展示林については、子供たちが展示林から採取した種から育てた苗木を用いて、昨年延期になった東京オリンピックに合わせて植樹活動を実施し、緑の循環を通じて林業の振興に努めてまいります。

商工業の振興については、厳しい経済状況が続く中、地域経済の活性化を図るため、中小企業者に対する融資制度のほか、店舗や工場の整備に対する支援制度等により、遠軽町全域の商工業の発展を目指してまいります。

観光と物産の振興については、各地域で開催される観光イベントへの支援や、道の駅「遠軽森のオホーツク」におけるアクティビティの整備を進めるとともに、地場産業を生かした特産品開発支援を行うなど、地域の魅力と資源を生かした観光地づくりと地域ブランド化を進めてまいります。

四つめの「住み慣れたところで健やかに暮らせる生活づくり」については、町民誰もが、最も住み慣れた場所で生涯をいきいきと健やかに暮らしたいと願っております。

そのためには、誰もが健康で生きがいをもち、地域ぐるみで互いに支えあう、優しいまちづくりが必要であることから、地域ぐるみでのつながりや支援体制づくりなどを進めてまいります。

保健対策の充実については、健康診断や各種検診への参加を積極的に呼びかけ、病気の予防と早期治療を促すとともに、関係機関との連携を強化し健康増進、保健予防の普及に向けた環

境づくりに取り組んでまいります。

地域医療の確保については、住み慣れた場所で安心して医療を受けられるよう、関係機関と連携を図り、医師をはじめ医療機関や診療体制の確保に努めてまいります。

新型コロナウイルスワクチン接種については、4月以降の接種開始に向けて、遠軽医師会及び医療機関と連携を図り、接種体制の確保に取り組んでまいります。

子育て環境の充実については、「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、遠軽町子ども・子育て会議における様々な議論を踏まえ、次世代育成への取組を推進してまいります。

また、子育て世代包括支援センター事業を開始し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を提供するよう、関係機関とともに進めてまいります。

高齢者福祉の充実については、高齢者の生活実態を把握し、高齢者が住み慣れた場所で生きがいを持ちながら健康に暮らせる環境づくりを進めてまいります。

また、高齢者交通費助成事業を継続し、高齢者の余暇活動や社会参加活動を促進してまいります。

障がい者（児）福祉の充実については、関係団体と連携し、障害福祉サービスに取り組んでまいります。

五つめの「文化を守り、未来につなげるふるさとづくり」については、将来を担う人材を育てることは長期的・継続的に取り組まなければならない重要な課題です。

地域の特性を生かした個性あふれる学習など地域ぐるみで、ふるさとを支える人づくりを進め、町民一人ひとりが、心身と

もに豊かな生活を送り、生き生きと暮らすことができるよう、子どもから高齢者まで、生涯を通じて自らの意思や意欲に応じた様々な学習ができる環境を整えます。

さらに、地域内外との交流や各種文化財など地域の遺産の保全・活用を通じて、ふるさとへの誇りと愛着を醸成するとともに、移住・定住の環境を整備し、未来につなげるふるさとづくりを進めてまいります。

子ども教育の充実については、地域性を生かした特色ある教育を推進し、子どもの「生きる力」と「郷土を愛する心」を育むとともに、安全・安心に学習できる環境づくりに努めてまいります。

家庭教育の充実については、学校、地域社会との連携強化や情報の発信など、家庭教育の支援や父母・親子の交流などを通じた情報交換の場づくり、学習の場づくりを提供してまいります。

社会教育の充実については、各世代が学べる学習機会の充実と情報発信、指導者や各団体の拡充・支援に努めてまいります。

芸術・文化活動の振興については、芸術・文化活動を継承・拡大していくための事業展開を進め、各団体が連携して活動の活性化を図るための支援に努めてまいります。

スポーツ・レクリエーション活動の充実については、いつでも気軽にスポーツ活動に取り組める環境づくりを進め、体育関係団体と連携し、各種スポーツ教室や大会の開催などの拡大を図ります。

また、えんがる球場やえんがる球技場などの体育施設及びロ

ックバレースキー場の利用促進とスポーツ大会・合宿の受け入れを推進し、交流人口の拡大に努めてまいります。

六つめの「町民と町が気軽に対話できるまちづくり」については、協働のまちづくりを進めるには、町民と町が対話による相互理解が重要です。

このため、コミュニティ活動や自発的なまちづくり活動を促すとともに、様々な媒体や機会を通して情報の共有や対話の機会を更に充実させ、まちづくりに反映してまいります。

また、町が自主性・自立性を発揮し、安全・安心の地域社会づくりや地方創生の取組を進めていくためには、効率の良い財政運営と財政基盤の確立が不可欠であり、安定した財源の確保、とりわけ地方交付税の確保が重要であることから、今後とも安定した地方財源の確保を強く訴えていかなければならないと考えております。

行政改革については、令和3年度から5年間の第4次遠軽町行政改革大綱に基づき、PDCAサイクルにより各種事業を管理し、目標達成に向け取り組み、行政サービスの維持向上を目指すとともに、事業の効率化や公共施設について公共施設等総合管理計画の改訂等を行い、公共施設の統廃合等に取り組んでまいります。

また、災害支援や様々なイベントへの協力等、この周辺地域になくてはならない陸上自衛隊遠軽駐屯地については、本町においても医療、福祉、教育などのまちづくりに欠かすことのできない重要な役割を担っており、協働のまちづくりを推進するため、関係団体と連携を図り、遠軽駐屯地の存置及び部隊増強

に向け積極的に取り組んでまいります。

コミュニティ活動については、地域の活性化に重要な役割を担っていただいている自治会等のコミュニティ活動に対して積極的なサポートに努めてまいります。

以上、令和3年度の町政執行に対する所信と主な施策について申し上げます。

次に、令和3年度予算案について御説明申し上げます。

一般会計については、義務的経費は、人件費、公債費等の減により、前年比3.9%減、投資的経費は、ほぼ横ばいの前年比0.1%減、その他の経費は、物件費等の増により、前年比2.0%の増となり、総額で前年比0.5%減の194億94,000千円としたところです。

また、特別会計については、国民健康保険特別会計21億87,656千円、後期高齢者医療特別会計3億54,790千円、介護保険特別会計21億81,251千円、個別排水処理事業特別会計78,610千円の4会計で48億2,307千円とし、企業会計については、水道事業会計9億66,394千円、下水道事業会計16億55,439千円としたところです。

これによりまして、一般会計、特別会計及び企業会計を合わせた令和3年度予算は、前年比2.7%減の269億18,140千円としたところです。

次に、一般会計予算の概要について申し上げます。

歳入については、令和3年度地方財政計画に基づき、本町の実情を踏まえ収入見込額を計上したところです。

町税については、個人町民税では、コロナ禍であるものの、本町の税構造から影響は大きくないと考えておりますが、伸びは期待できないため、0.3%増の前年度並みとし、法人町民税では、税制改正により、法人税割が令和元年10月から開始している事業年度の税率が12.1%から8.4%となっていることから、前年比5.8%減としたところです。

また、固定資産税及び都市計画税は令和3年度が評価替えの年であり、土地で平均2.2%の下落、建物は経年による下落を見込むとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための措置に起因して厳しい経営環境に直面している中小事業者等に対して、事業用家屋、償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の負担を軽減する措置による軽減を見込み、固定資産税で前年比10.1%の減、都市計画税で前年比9.4%の減としております。

これによりまして、町税総額は前年比4.5%減の20億30,343千円を計上したところです。

地方交付税については、地方財政計画を参考に本町の独自要因を勘案し、計上したところです。

国庫支出金及び道支出金については、各補助事業などに対する可能な収入を見込み計上したところです。

町債については、地方債計画により、今年度計画しております投資的事業等の財源として、また、交付税の財源不足分に対処する臨時財政対策債を見込み計上したところです。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。

総務費については、ラジオ局の放送機器が更新時期となるた

め、2か年の継続事業の整備費、アイルランドとのホストタウン交流事業、コロナ禍により企業立地や移住を促すサテライトオフィス等設置推進事業並びにスローライフ等応援事業、日本ハムファイターズ市町村応援大使事業、遠軽地区都市再生整備計画に係るまちなかイルミネーション事業、遠軽町芸術文化交流プラザ整備事業、ふるさと納税促進事業に要する経費等を計上したところです。

戸籍住民基本台帳費では、戸籍情報システムの更新に要する経費を計上したところです。

交通対策では、交通安全推進事業、地域生活安全灯（LED灯）改修工事、町内生活交通路線の運行に係る民間バス事業者の支援、町営バス運行事業、紋別空港利用促進事業、地域公共交通確保対策事業に要する経費等を計上したところです。

自治振興では、住民活動支援事業、地域集会施設管理事業、安全安心まちづくり事業に要する経費等を計上したところです。

民生費については、民生委員児童委員協議会や遺族会への補助、保健福祉総合センターや高齢者共同生活支援施設等の福祉施設の運営をはじめ、社会福祉協議会の運営や老人クラブ等福祉団体の活動の支援、高齢者、障がい者（児）の支援に要する経費、児童、乳幼児等への福祉施策、子ども・子育て支援事業に要する経費等を計上したところです。

衛生費については、町民の健康づくりを積極的に推進するための活動費、妊産婦健診事業、母子保健推進事業、予防接種事業、健康診査事業、地域医療対策として、湧別町及び佐呂間町との遠軽地区3町による遠軽厚生病院の不採算診療科に対する

財政支援、医科診療所及び歯科診療所運営に要する経費を計上したところです。

また、生田原、丸瀬布及び白滝地域の燃やさないごみの収集回数の増加に伴う経費を計上したところです。

労働費については、季節労働者の生活安定を図るための経費等を計上したところです。

農林水産業費の農業振興では、農産物栽培奨励事業、農業関係団体助成事業、農業担い手対策事業、農業・畜産関連融資利子補給事業、農業資金貸付事業、家畜防疫対策事業、酪農ヘルパー利用推進事業、畜産担い手育成総合整備事業、畜産関係団体助成事業、公共牧場管理事業、用排水路整備事業、多面的機能支払事業、畑地帯総合整備事業、営農飲雑用水整備事業に要する経費等を計上したところです。

林業振興では、鳥獣被害防止対策に要する経費、町有林整備事業、民有林振興対策事業、森林・林業活用事業、森林経営管理事業に要する経費等を計上したところです。

商工費については、商工会議所及び商工会の運営を支援する経費、中小企業の振興を支援するための商工業融資利子補給事業、商店街助成事業、企業振興促進助成事業、特産品等開発支援事業に要する経費等を計上したところです。

消費対策では、消費者協会の運営を支援する経費、消費者被害防止を図るための経費等を計上したところです。

観光振興では、観光協会の運営を支援する経費、地域の観光イベントに対する補助経費等を計上したところです。

観光施設整備では、生田原コミュニティセンターの木質バイオ

マスボイラー設置工事設計業務委託、虹のひろばコスモス園圃場改良工事に要する経費等を計上したところです。

また、道の駅遠軽森のオホーツク関係では、遊具施設の整備に関する経費のほか、外構、ゲレンデ、山頂トイレの整備に要する経費等を計上したところです。

土木費の橋梁関係では、橋梁点検業務委託、道路関係では、岩見通道路改良舗装工事、南町4丁目1号通道路改良舗装工事、宮前2条通道路改良舗装工事、駅前線道路改良舗装工事、北支湧別川沿線道路改良舗装工事、学田1丁目5号通局部改修工事、除雪対策として除雪専用トラックの購入に要する経費等を計上したところです。

公営住宅関係では、やまなみ団地公営住宅建設工事設計業務委託、北区団地公営住宅建設工事、末広団地公営住宅長寿命化改修工事に要する経費等を計上したところです。

消防費については、遠軽地区広域組合消防負担金として、災害出動に要する経費等を計上したところです。

防災対策事業では、災害備蓄品、防災ガイドマップ印刷、防災用資機材等備蓄施設整備工事に要する経費等を計上したところです。

教育費については、学校環境の整備、学校教育における諸活動、学校教育のための教材教具の充実及び学校行事負担金、遠軽高等学校教育振興補助金に学級数維持・生徒確保を支援するための経費も含め、計上したところです。

学校施設整備では、東小学校長寿命化改修工事を行うための設計業務委託に要する経費を計上したところです。

また、教職員住宅の環境整備では、岩見通教職員住宅の屋根塗装工事に要する経費を計上したところです。

社会教育関係では、生涯学習機会の充実、社会教育関係団体や人材の育成、芸術文化交流プラザ指定管理料、埋蔵文化財センターの運営に要する経費を計上したところです。

図書館関係では、各図書館（室）間の連携を図り、蔵書の充実と読書の普及促進に努めるとともに、遠軽町図書館を中心に親しまれる図書館（室）として管理運営するための経費を計上したところです。

社会体育関係では、社会体育施設指定管理料、健康増進や体力づくりに要する経費、各スポーツ団体の支援及びスポーツ合宿誘致活動に要する経費、えんがる球場ブルペン整備工事など施設の維持管理に要する経費を計上したところです。

次に、特別会計について申し上げます。

国民健康保険特別会計については、平成30年度から都道府県が国民健康保険事業の財政運営の責任主体となっておりますが、引き続き、町民の健康維持増進のため、特定健診や保健指導等を積極的に行い、生活習慣病予防等に努め、医療費の適正化に取り組んでまいります。

歳入については、国民健康保険税、道支出金、一般会計からの繰入金等を計上し、保険財政の安定、被保険者間の不公平感が生じないよう国民健康保険税の収納向上に努め、北海道全体で事業を支えていかなければなりません。

また、歳出については、療養給付費、高額療養費、保険事業納付金及び特定健康診査等に係る経費等を計上したところです。

後期高齢者医療特別会計については、北海道後期高齢者医療広域連合により運営され、本町の対象者4,001人が加入しているものであり、歳入については、同広域連合が示す保険料、一般会計からの繰入金等を計上し、歳出については、同広域連合納付金及び事務経費を計上したところです。

介護保険特別会計については、第8期介護保険事業計画の1年目となりますので計画に沿って事業を執行してまいります。

歳入では、保険料収入について、第1号被保険者を7,274人と見込み、また、国・道支出金、支払基金交付金等を計上し、歳出については、遠軽地区介護認定審査会に要する経費、保険給付費及び介護予防・生活支援サービス事業費、一般介護予防事業費等を計上したところです。

個別排水処理事業特別会計については、遠軽町全域において、公共下水道処理区域外の個別排水処理施設の整備を推進してまいります。

歳入については、使用料及び手数料、町債等を計上し、歳出については、維持管理費、個別排水処理施設整備工事等に要する経費を計上したところです。

次に、水道事業会計予算について申し上げます。

今年度の業務量は、給水戸数を9,107戸と予定し、収益的収入では、水道料金等5億68,062千円、収益的支出では、施設の維持管理費、一般事務等の経費として、5億80,503千円を計上したところです。

また、資本的収入では、企業債、工事負担金等1億62,263千円、資本的支出では、岩見通（学田3丁目）水道管布設

工事、宮前2条通水道管布設替工事、道道丸瀬布上渚滑線導水管移設工事などの水道管工事及び企業債償還金等として、3億85,891千円を計上したところです。

次に、下水道事業会計予算について申し上げます。

今年度の業務量は、排水戸数を6,857戸と予定し、収益的収入では、下水道使用料等9億80,370千円、収益的支出では、施設の維持管理費、一般事務等の経費として、9億65,403千円を計上したところです。

また、資本的収入では、企業債、国庫補助金等3億5,064千円、資本的支出では、国道242号（豊里）公共下水道工事、南町ポンプ場自家発電設備更新工事などの管渠工事、遠軽下水処理センター消毒設備更新工事及び企業債償還金等として、6億90,036千円を計上したところです。

次に、本議会に提案いたしました議案について御説明申し上げます。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については、現委員であります岩田ふじ子氏、山本美栄子氏及び工藤敏広氏が令和3年6月30日をもって任期満了となるため、後任の委員を推薦したく、議会の意見を求めるものです。

議案第1号表彰については、遠軽町表彰条例に該当いたします対象者の表彰について、議会の議決を求めるものです。

議案第2号遠軽町行政組織条例の一部改正については、町税等に関する事務分掌を民生部から総務部に異動するため、本条例を定めるものです。

議案第3号遠軽町国民健康保険条例の一部改正については、

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症の定義を改正するため、本条例を定めるものです。

議案第4号遠軽町介護保険条例の一部改正については、第8期介護保険事業計画の策定に伴い、保険料を改定するため、本条例を定めるものです。

議案第5号遠軽町新規就農者誘致促進条例の一部改正については、新規就農者等への支援内容の見直し及び手続の簡素化を図るため、本条例を定めるものです。

議案第6号遠軽町牧野条例の一部改正については、令和3年3月31日をもって白滝牧野を廃止するため、本条例を定めるものです。

議案第7号遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正については、遠軽町水道事業の事業計画の変更に伴い、給水区域の拡大並びに給水人口及び1日最大給水量を改正するため、本条例を定めるものです。

議案第8号指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、町が指定する地域密着型サービス事業者等の基準等を改正するため、本条例を定めるものです。

議案第9号遠軽町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴い、

町が指定する居宅介護支援事業者の基準を改正するため、本条例を定めるものです。

議案第10号遠軽町道の駅遠軽森のオホーツク条例の一部改正については、えんがるロックバレースキー場の遊具等施設として設置するジップラインの使用料を定めるため、本条例を定めるものです。

議案第11号工事請負契約の変更契約の締結については、令和2年度湯の里原野道路矢の根橋ほか1件長寿命化工事について、議会の議決を求めるものです。

議案第12号及び議案第13号の財産の取得については、遠軽町スローライフ等応援事業に係るトレーラーハウス及び遠軽町チャレンジ屋台事業に係るキッチンカーを取得することについて、議会の議決を求めるものです。

議案第14号令和2年度遠軽町一般会計補正予算（第14号）の主なものについて、御説明いたします。

歳入については、地方特例交付金、地方交付税、使用料及び手数料、国庫支出金、道支出金、寄附金、繰入金、町債などについて、事務事業の確定等により精査し、補正するものです。

寄附金については、寄附者の御意思に添いまして、それぞれ目的の基金に積み立てをするものです。

歳出については、北海道派遣職員負担金、施設型給付費負担金、機構集積協力金交付事業補助金、北海道家庭学校礼拝堂保存事業補助金等を計上するとともに、各種大会等誘致事業補助金、芸術文化交流プラザ備品購入費、紋別空港利用促進協議会負担金、遠軽地区広域組合衛生負担金、畑作振興補助金、クロ

スカントリースキー大会補助金、スクールバス等運転業務委託料等の減額については、執行精査等により補正するものです。

議案第15号令和2年度遠軽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、被保険者数及び賦課額の増加により、広域連合保険料負担金を補正するものです。

議案第16号令和2年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第4号）については、遠軽地区介護認定支援ネットワークシステム改修業務委託料の追加、居宅介護等福祉用具購入費、高額介護サービス等費及び介護給付準備基金積立金を精査し、補正するものです。

議案第17号令和2年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算（第2号）、議案第18号令和2年度遠軽町水道事業会計補正予算（第3号）及び議案第19号令和2年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第2号）については、事務事業の執行精査により、補正するものです。

以上が、本議会に提出をいたしました議案の概要です。

なお、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の関連事業等について、補正予算の追加提案を予定しておりますので、あらかじめ、御承知おきくださいますようお願い申し上げます。

御審議を願う議案につきましては、その都度、担当部課長から詳細に御説明いたしますので、御協賛を賜りますようお願い申し上げます。令和3年度施政執行方針及び提出案件要旨の説明といたします。